

特許権等の侵害・非侵害でお悩みの方に

えっ?!

自分の**権利**が
侵害された!

又は
侵害の
警告を受けた!
どうしよう...

そんな方は特許庁の判定制度の
ご利用もご検討ください

特許庁が、

中立・公平な立場から、

- ✓ 特許発明や登録実用新案の技術的範囲
- ✓ 登録意匠やこれに類似する意匠の範囲
- ✓ 商標権の効力の範囲

について見解を示します。

特許庁の判定の特徴



- ✔ 高度な専門性を有する3名の審判官による審理
- ✔ 中立・公平な立場での判断
- ✔ すばやい結論（最短で3ヶ月）
- ✔ 安価な費用（判定請求料は1件4万円）

※行政サービスの一つであり法的拘束力はありません。

こんなときに使うことができます

- ✔ 他人の商品等が、自分の特許権等を侵害する可能性があるかどうかを知りたい。
 - ✔ 計画中又は実施中の商品等が、他人の特許権等を侵害する可能性があるかどうかを知りたい。
 - ✔ 自分の又は他人の特許が標準必須特許であるか否かを確認したい。
- 判定の結果は、例えば、侵害事件、税関手続、刑事告訴等における根拠資料として使うことができます。

権利者から警告を受けたときに

- ✔ 権利が無効である可能性があれば、特許庁の無効審判制度を利用することもできます。
- ✔ 判定と無効審判が同時進行する場合、事件間の審理進行を調整し、判断の齟齬を回避するため、原則、同一の合議体が審理します。

お問い合わせ

特許庁審判部審判課審判企画室

TEL: **03-3581-1101** 内線5854

判定の手続は下記URL又は右のQRコードをご参照ください。

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-hantei/index.html

